

○ 個人向け基年債券、平成三十一年七月等を次月六月十五日付とおり告示する。個人向基年債券の発行は、平成三十六年八月十号に於ける第十四条第一項の規定による。
 ○ 財務省令第六百一十条を次とおり告示する。財務大臣麻生太郎
 ○ 平成三十一年七月等を次月六月十五日付とおり告示する。財務大臣麻生太郎

十九八七	六五四	三二一	基年債券の発行は、平成三十六年八月十号に於ける第十四条第一項の規定による。
の第適初発発利二用期行行子期利利価日の以率子格適後	振額最低額面金	発行額及の適	用振替の法規の根拠及びその記述
額の振替	一千額の定以法律社條九特十個	一千額の定以法律社條九特十個	一千額の定以法律社條九特十個
○面成るの記替	万四面振の下「平成三十一年法律第十七回」	万四面振の下「平成三十一年法律第十七回」	万四面振の下「平成三十一年法律第十七回」
・金三。整載法	円十金替適「平成三十一年法律第十七回」	円十金替適「平成三十一年法律第十七回」	円十金替適「平成三十一年法律第十七回」
○額十年数又の	八額機関を振替	八額機関を振替	八額機関を振替
間、五百年倍は規	万では受け法」	万では受け法」	万では受け法」
開各利パ円六の記定	円二千日法律第十七回	円二千日法律第十七回	円二千日法律第十七回
始利上に月金録に	九本銀もとのう。	九本銀もとのう。	九本銀もとのう。
日払セつ十額によ	百銀行のとし。	百銀行のとし。	百銀行のとし。
前期にト百日によ	七十とし。	七十とし。	七十とし。
に行われた利潤と金簿	一億五。そ規	一億五。そ規	一億五。そ規

用
利
率

十一
初
期
利
子

十二
後
第
二
期
利
子
以

十六
五
四
三

払
込
場
所
償
還
期
日
償
還
金
額
限

平
本
銀
行
の
本
店
又
は
支
店
額
面
金
額
平
成
四
十
年
百
円
六
月
に
つ
き
五
百
日

算
出
し
た
金
額
を
支
払
う。
る
利
子
と
し
て
、
そ
の
日
以
前
六
月
間
に
お
り

い
て
を
支
払
期
と
し
、
各
支
払
期
に
お
す

日
毎
年
六
月
十
五
日
及
び
十
二
月
十
五

額
面
金
額
×
100

第十一号に規定する第二期
以後の利子の適用利率

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

$$\times \frac{1}{2}$$

する
期
及
び
第
十
三
号
に
つ
い
て
同
じ
。

次
号
が
翌
営
業
日
に
付
け
ら
れ
る
期
に
つ
い
て
同
じ
。

そ
れ
ぞ
れ
の
期
と
し
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
支
払
う。
た
だ
し
、
支
払
う。

す
れ
た
金
額
を
支
払
う。
た
だ
し
、
支
払
う。
た
だ
し
、
支
払
う。
た
だ
し
、
支
払
う。

そ
れ
ぞ
れ
の
期
と
し
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
支
払
う。
た
だ
し
、
支
払
う。
た
だ
し
、
支
払
う。
た
だ
し
、
支
払
う。

そ
れ
ぞ
れ
の
期
と
し
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
支
払
う。
た
だ
し
、
支
払
う。
た
だ
し
、
支
払
う。

そ
れ
ぞ
れ
の
期
と
し
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
支
払
う。
た
だ
し
、
支
払
う。
た
だ
し
、
支
払
う。

そ
れ
ぞ
れ
の
期
と
し
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
支
払
う。
た
だ
し
、
支
払
う。

そ
れ
ぞ
れ
の
期
と
し
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
支
払
う。
た
だ
し
、
支
払
う。

中途換金の特例

第一項に規定する特別障害者扶助法（昭和一十五年法律第七十一条）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受正する法律（平成二十五年法律第三条の二十九）第三条の規定による改定する特別障害者扶助法（平成二十五年法律第二十一条の四）

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十一条）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受正する法律（平成二十五年法律第三条の二十九）第三条の規定による改定する特別障害者扶助法（平成二十五年法律第二十一条の四）

（二） 平成三十一年十一月十五日以後の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

（一） 平成三十一年十二月十五日から平成三十一年六月十五日までの間の経過利子に相当する利子額面金額 + (初期利子に相当する利子額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する利子額 $\times \frac{79.685}{100}$)

(二) (一) 金そ買る人月をつ災十救すは指第昭（人が養
 る額の場合は金額 - 経過利子に相当する額）
 平成三十一年十二月十五日前
 ままで平成三十一年十二月十五日から
 額面金額 - (初期利子に相当する額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する額)
 とぞ金とけ五すとが号法。（該都市五十九年十二月二十九日法律第十七項の規定による。）
 額れ取こ向十有た害八助る當別、死託契
 する額が國債前者に生じよ和區域若つ條律、居住する地主はその受益者を含む。
 それはで債發行に昭和二年法第十六自治項の規定による。）
 するの昭和二年法第十六自治項の規定による。）
 はしよ和區域若つ條律、居住する地主はその受益者を含む。
 式次る中あ、當該當救十にしては十九年十一月一日より施行され、總合該區町村の規定による。）
 にのも途つ平成二年法第十六自治項の規定による。）
 より分と金も三人災害行法て總合該區町村の規定による。）
 算にしを、十向害行法て總合該區町村の規定による。）
 出応し、請當一けにわ律、合該災害債かる百害（該年國かれ第百灾害債かる百害）
 じそ求該個六個債かる百害（該年國かれ第百灾害債かる百害）
 した、のす個債かる百害（該年國かれ第百灾害債かる百害）

十九

払元
場利
所金
支

日本
銀行